

○北千葉広域水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の概要

1. 審査会名称

北千葉広域水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

2. 設置根拠

北千葉広域水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例第1条

3. 所管事項

- (1) 公文書の開示の決定等又は保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の決定等に対する審査請求について、調査審議すること。
- (2) 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

4. 委員名

| 氏 名       | 所属団体名等              |
|-----------|---------------------|
| 佐 藤 寛（会長） | 学校法人中央学院 常務理事       |
| 市 野 真紗美   | 流山市総務部総務課政策法務室長・弁護士 |
| 酒 井 美 一   | 元柏市水道事業管理者          |

5. 任期

令和5年5月1日～令和7年4月30日